

土壌物理学会会則

第1条 本学会は土壌物理学会（Japanese Society of Soil Physics）と称する。

第2条 本学会は土壌物理に関する研究の進歩と普及を図り，農業技術および環境科学の発展に貢献することを目的とする。

第3条 本学会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会，討論会および見学会などの開催
- (2) 学会誌「土壌の物理性（Journal of the Japanese Society of Soil Physics）」並びにその他の印刷物の発行
- (3) 内外の研究，技術の交流および他の学会，諸団体との協力
- (4) 優れた論文に対する表彰
- (5) その他，本学会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本学会の会員は，正会員，シニア会員（これまで正会員であって60歳以上の常勤職に就いていない者），学生会員および賛助会員，購読会員の5種とする。学会への入会または退会の際は，本学会に届け出なければならない。

第5条 会員は次の会費を所定の期日までに納めるものとする。

| | | |
|-----------|--------|----------|
| 正会員 | 年額 | 5,500 円 |
| シニア会員 | 年額 | 3,000 円 |
| 学生会員 | 年額 | 3,000 円 |
| （大学院生を含む） | | |
| 賛助会員 | 一口年額 | 22,500 円 |
| 購読会員 | 会誌年額 | 7,500 円 |
| 広告料 | 賛助会員 | 15,000 円 |
| | 賛助会員以外 | 22,500 円 |

第6条 本学会に次の役員をおく。任期は2年とする。ただし，3期連続の重任は認めない。選出方法は次による。

- (1) 会長1名，副会長1名，編集委員長1名
正会員の中から評議員会によって選出される。
- (2) 評議員
イ 15名 正会員の中から選挙によって選出される。
ロ 3名以内を会長が正会員の中から委嘱する。
- (3) 会計監査2名
正会員の中から評議員会によって選出される。
- (4) 事務局長および幹事若干名
事務局長および若干名の庶務，会計，編集の幹事を会長が委嘱する。

第7条 会長は毎年1回以上総会並びに評議員会を招集する。

- (1) 総会は本学会の最高議決機関であって、事業計画、予算、決算、会則の変更等を決定する。総会は正会員、シニア、会員および学生会員で構成される。
- (2) 評議員会は、会員の選挙によらない役員を選出、総会議案、その他の重要事項を検討する。評議員会の議長は会長がこれにあたる。
- (3) 総会および評議員会の議決は委任状を含む多数決とする。ただし、会則の変更は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第8条 本学会の会務は、評議員会および総会の議を経て、会長、副会長、編集委員長および幹事がこれを執行する。会務執行に必要な規程は別に定める。

第9条 本学会に次の委員会をおく。

- (1) 選挙管理委員会
正会員の中から評議員会によって選出され、本学会の評議員選挙を管理する。
- (2) 編集委員会
正会員の中から評議員会によって選出される委員によって構成され、学会誌その他の印刷物の編集に当たる。
- (3) 学会賞選考委員会
正会員の中から評議員会によって選出される委員によって構成され、学会賞を選考する。

第10条 本学会の経費は会費その他の収入を持ってあてる。本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

- (1) 本学会の連絡先は、これを当分の間次に置く。
〒060-8589 北海道札幌市北区北9条西9丁目
北海道大学大学院農学研究院 生物環境工学分野
土壤保全学研究室内

(2017.10.14 改正)

細則

- (1) シニア会員
 - 1) シニア会員は、これまで正会員であって60歳以上の常勤職に就いていない者
 - 2) シニア会員への変更は、資格を有する会員からの申告を受け、事務局が承認する。原則として申告された年度から適応するが、当該年度中に有資格となった場合は、次年度から適応する。
 - 3) シニア会員の権利は正会員に準ずる。ただし、会則第6条で定める役員および第9条で定める委員会委員に就くことはできない。

(2011.10.28 制定 2017.10.14 改正)